附則第二十七条の六の次に次の一条を加える。

（沖縄の組合員であつた長期組合員に係る退職共済年金の額の特例）

第二十七条の六の二　附則第二十七条の四第五項に規定する者であつて追加費用対象期間を有するものに対する施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十一条」とあるのは、「並びに第十一条並びに国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第二十七条の四第五項」とする。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第六項中「附則第二十一条第二項」を「附則第二十一条第七項」に改める。

第十六条の二の次に次の六条を加える。

（退職共済年金の額に加算する老齢基礎年金及び障害基礎年金の額）

第十六条の三　国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうち昭和六十年改正法附則第二十一条第二項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一　組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び第十三条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数

二　昭和六十年改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

（退職共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付）

第十六条の四　昭和六十年改正法附則第二十一条第六項に規定する政令で定める年金である給付は、共済法による年金である給付若しくは昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金である給付又は地方公務員等共済組合法による年金である給付（地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「平成二十三年地共済改正法」という。）附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）若しくは昭和六十年地方の改正法附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金若しくは通算遺族年金であつて、公務による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。

（併給年金の支給を受けることができる場合における退職共済年金の額の特例）

第十六条の五　退職共済年金の受給権者（共済法第九十一条の二又は地方公務員等共済組合法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者を除く。）が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合における昭和六十年改正法附則第二十一条の規定の適用については、同条第二項中「加えた額とする。）」とあるのは「加えた額とする。）と第六項に規定する政令で定める年金である給付（第四項において「併給年金」という。）の額との合計額」と、同条第四項中「が控除調整下限額」とあるのは「と併給年金の額との合計額が控除調整下限額」と、「、控除調整下限額」とあるのは「、当該控除後の退職共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額」とする。

第十六条の六　前条の規定により読み替えて適用する昭和六十年改正法附則第二十一条第二項及び第三項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る同条第二項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが、控除対象年金（施行令附則第十二条の七第一項に規定する控除対象年金をいう。以下同じ。）である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えて適用する昭和六十年改正法附則第二十一条第二項及び第三項の規定による控除後の退職共済年金の額（以下この項において「控除後退職共済年金額」という。）と施行法第十三条の四（施行法第二十二条第一項又は第二十三条第一項において準用する場合を含む。第五十七条の五において同じ。）第一項若しくは第二項、昭和六十年改正法附則第五十七条の二第一項、第二項（同条第五項及び昭和六十年改正法附則第五十七条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項若しくは附則第五十七条の四第一項若しくは第二項若しくはこの政令第二十六条の二第一項若しくは第二項又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「地方の施行法」という。）第二十七条の二（地方の施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）第一項若しくは第二項、昭和六十年地方の改正法附則第九十八条の二第一項、第二項（同条第五項及び昭和六十年地方の改正法附則第九十八条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項若しくは附則第九十八条の四第一項若しくは第二項若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三十一条の二第一項若しくは第二項の規定（以下この項において「年金額控除規定」と総称する。）の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が前条の規定により読み替えて適用する昭和六十年改正法附則第二十一条第二項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）より少ないときは、同条第四項の規定にかかわらず、控除後退職共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（同条第二項又は第三項の規定による控除前の退職共済年金の額と年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する同条第二項に規定する退職共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもつて退職共済年金の額とする。

2　国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額と」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額と」とする。

第十六条の七　第十六条の五の規定により読み替えて適用する昭和六十年改正法附則第二十一条第二項に規定する併給年金（遺族共済年金並びに遺族年金及び通算遺族年金並びに地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金並びに昭和六十年改正前の地方共済法の規定による遺族年金及び通算遺族年金に限る。）について、共済法第四十四条若しくは第九十三条、昭和六十年改正法附則第二十八条第四項若しくは第五項、昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧共済法第四十四条、同項の規定によりなお従前の例によることとされた旧共済法第九十二条の三第三項において準用する国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条第三項若しくはこの政令第四十七条又は地方公務員等共済組合法第四十六条若しくは第九十九条の六、昭和六十年地方の改正法附則第二十九条第四項若しくは第五項、昭和六十年地方の改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正前の地方共済法第四十六条、同項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正前の地方共済法第九十八条第三項において準用する国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条第三項若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第四十六条第三項の規定（以下この条及び第五十七条の六において「遺族支給特例規定」と総称する。）が適用される場合にあつては、遺族支給特例規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして第十六条の五の規定により読み替えて適用する昭和六十年改正法附則第二十一条及び前条の規定を適用する。